

高齢者施設を運営する法人の代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

施設における新型コロナウイルス感染対策研修動画等について(通知)

日頃、本県の高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策について、格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

県内の社会福祉施設においては、新型コロナウイルス BA.2系統の広がり等により、職員等による施設内へのウイルス持ち込み、施設内での感染の連鎖がこれまで以上に頻発しているところです。

については、下記に記載した特に注意いただきたい事項について再確認していただくとともに、クラスター発生施設で確認された留意点をまとめた令和4年3月22日付第202100322065号「高齢者施設における感染予防について(通知)」の内容を改めてご確認いただき、職員の皆様一人一人への周知徹底をお願いします。

併せて、先日、鳥取県では、新型コロナウイルスオミクロン株の流行に伴う施設での感染拡大予防に対応するための研修会を開催しました。

このたび、下記のとおり研修内容の動画を作成しましたので、施設の職員の皆様方には積極的に御視聴いただき、感染防止対策、施設内研修等に御活用いただくようお願いします。

記

1 特に注意いただきたい事項

- ・職員の体調管理、家庭内での感染予防の徹底
→発熱に限らず、少しでも体調不良を疑ったときは勤務を控え、抗原キットではなく速やかなPCR検査を徹底 【利用可能な補助事業】社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金
(県ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/295490.htm>)
- ・作業請負業者、取引業者等への感染防止対策の徹底
- ・標準的な予防策、感染経路別予防策の徹底、適切なゾーニング
- ・発生に備えた人員配置、業務継続計画(BCP)の再確認

2 今回掲載動画

研修テーマ	講師	研修時間
施設内での感染予防及び感染時対応 (防護服着脱方法、ゾーニングなど)	鳥取社会福祉専門学校 感染管理認定看護師 大畑 悦子 氏	約30分

3 視聴方法

鳥取県ホームページの以下のページに掲載しておりますので、こちらから御視聴ください。

長寿社会課 > 新着情報 > 新型コロナウイルスへの対応について

<https://www.pref.tottori.lg.jp/69603.htm>

【担当】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局
<高齢者福祉施設>
長寿社会課 介護保険・施設担当 田渕
電話：0857-26-7175 ファクシミリ：0857-26-8168
電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

高齢者施設を運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

高齢者施設における感染予防について（通知）

高齢者施設の従事者の皆様におかれましては、コロナ禍の厳しい状況が続く中、地域の生活基盤を支えるサービス提供を継続していただき、厚く御礼申し上げます。

県内の高齢者施設においては、依然として、施設職員の感染事例が相次いでいる状況ですが、年度末を控え、最近のクラスター発生施設で確認された留意点を下記のとおり整理しましたので、各施設において、改めて職員等への注意喚起をお願いします。

また、先般御案内した「介護従事者である濃厚接触に対す外出自粛要請への対応について（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか事務連絡）」において、濃厚接触者の待機期間が見直され、高齢者入所施設等の従事者は一定の要件の下、毎日の検査による業務従事が可能とされました。当該検査には既存の社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金を御活用いただけますので御承知下さい。

(担当) 介護保険・施設担当 秋本 (電話) 0857-26-7860

記

(感染予防等に関する注意点)

1 職員の体調管理、家庭内における感染予防の徹底

- ・ 職員の体調管理を徹底し、少しの発熱、喉の違和感、倦怠感など、体調不良時には直ちに出勤を取りやめ、早期に検査を行って下さい。(体調不良のまま、職員が勤務したことにより、施設内で感染拡大したと思われる事例もあり、特に注意が必要です。)
- ・ 家庭内感染に起因する施設での感染事例が発生していることを踏まえ、職員の家庭内における感染予防の再徹底もお願いします。

2 施設内の感染予防の徹底

- ・ 消毒は次亜塩素酸水ではなく、エタノール濃度70%以上の消毒液により適切に実施して下さい。
※一定濃度の次亜塩素酸水が新型コロナウイルスの感染力を一定程度減弱させることが確認されていますが、最近のクラスター発生施設で適切な濃度・用法で消毒されていない例が複数ありました。施設内消毒には取扱いが簡単なエタノール濃度70%以上の消毒液の使用をお願いします。
- ・ 歯ブラシ・コップ等は密接して保管しないで下さい。
- ・ 共有スペースでは、適切な距離の確保又はパーテーションを設置して下さい。

3 PCR検査の早期実施による陽性者把握

- ・ 令和4年3月末まで、「社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金」の制度拡充を行っています。早期検査で陽性者を把握して感染対策を徹底して下さい。

※令和4年5月31日まで再拡充

4 施設内の感染拡大防止への備え

- ・ 陽性者確認後は、施設内での感染拡大防止のため、ゾーニングや個人防護具の適切な着脱等が重要です。以下の動画等により、あらかじめその方法等を御確認下さい。

〔個人防護具の正しい着脱（日本看護協会）〕 <https://youtu.be/NVPLpnX6cRM>

〔高齢者施設における新型コロナウイルス感染疑い者発生想定対応シミュレーション動画（鳥取県）〕 <https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1239448/tuchi.pdf>

以上